

議案第42号

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年12月条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第6条第1項第8号中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に改める。

第10条第4項中「前3項」を「第1項、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 浄化槽保守点検業者は、前項により置くべき浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する規則で定める研修を第3条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせるとともに、自らが浄化槽管理士であるときは、当該研修を同項の有効期間ごとに1回以上受けなければならない。

第19条第1号中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第3条第1項の登録（同条第3項の登録の更新を含む。）を受けている者のうち、当該登録に係る有効期間の満了する日が令和4年

3月31日までの者については、この条例の施行の日から当該登録に係る有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の第10条第3項の規定は、適用しない。

提案理由

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽の保守点検の業務に関し、浄化槽管理士に対する研修に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。